

<よくある御質問>

1. 補助金全般について

No.	質問	回答
1-1	要件を満たしている事業であれば、必ず採択されますか。	審査委員会で決定された審査基準に基づき、採点が行われ、採択が決定されます。 要件を満たしていても、採択されるとは限りませんのでご理解ください。 また、補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも、交付申請額どおりにならないことがあります。多くの事業者からの申請が予想されますので、あらかじめご了承ください。
1-2	採択先をどのように決定するのですか。 先着順で採択されるのですか。	先着順ではありません。審査委員会を設置し、委員会にて採点基準を決定します。申請書を採点基準に基づき採点し、CO2削減効果の高い順に予算の範囲内で採択者を決定します。 過去の事業で採択された事業者も、本事業の申請は可能ですが、審査においては初めて申請される事業者を優先いたします。 なお、採択、不採択問わず点数等は非公開です。
1-3	審査結果は、いつ頃どのような形で知ることができますか。	9月下旬ごろに、補助金の交付決定通知又は不交付決定通知を申請者の皆さまに郵送する予定です。
1-4	申請者が店子（自社所有でない建物に補助対象設備を設置する場合）は可能ですか。	申請可能ですが、建物所有者の承諾書等の提出が必要です。 申請時に建物所有者の承諾書（設備設置承諾書※）等をご提出ください。 ※設備を設置する建物の所有者と、設備を導入する者が異なる場合に「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類です。 ※様式はHPにてダウンロードできます。
1-5	別の補助金との併用は可能ですか。	本補助金と、国、京都府など他の公的補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできません。本事業で申請している補助対象設備を、他の補助金でも申請し、他の補助金の交付が決定した場合は、当法人に連絡し、その指示に従ってください。
1-6	複数の対象設備（例：空調＋照明）での申請は可能ですか。 その場合は、一括での申請となりますか。	複数の組み合わせでも申請可能です。 ただし、申請は一括で行っていただく必要があり、補助の上限は200万円です。
1-7	複数の事業所での申請は可能ですか。 その場合は、一括での申請となりますか。	補助対象者が所有する市内の複数の事業所での高効率機器を導入する事業は申請可能です。 ただし、申請は一括で行っていただく必要があり、補助の上限は200万円です。
1-8	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は対象となりますか。	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は補助対象外です。
1-9	既存の建物を全面改修する場合、事業所に導入する設備は対象となりますか。	既存の建物を全面改修する場合、事業所に導入する設備は補助対象外です。
1-10	エネルギー消費量等報告書とは何でしょうか。 何年間提出しなければならないのでしょうか。	京都市温暖化対策条例において、事業用の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物を所有されている準特定事業者が対象の報告書制度です。 報告書は、電気やガスの年間エネルギー使用量を、毎年ご報告いただくものです。報告書はA4片面サイズの簡易なものとなっています。 準特定事業者の方々は毎年、準特定事業者でない中小企業者等の方々は補助金の交付決定を受けた年度（令和7年度）から起算して5年間（令和11年度まで）提出していただくことになります。

2. 補助対象者について

No.	質問	回答
2-1	準特定事業者かどうか、わからないがどうしたら良いでしょうか。	準特定事業者は、事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物を所有されている方が該当します。 不明な場合は、当法人又は京都市環境政策局地球温暖化対策室（222-4555）にお問い合わせください。
2-2	個人事業主は補助対象者となりますか。	個人事業主が準特定事業者又は中小企業者等に該当し、その他の条件を満たす事業者であれば対象となりえます。
2-3	医療法人・学校法人・社会福祉法人等は対象ですか。	医療法人・学校法人・社会福祉法人等が準特定事業者に該当し、その他の条件を満たす事業者であれば対象となりえます。 また、準特定事業者に該当しない場合は、常時使用する従業員の数が募集要領に記載する数以下であり、その他の条件を満たす事業者であれば対象となりえます。
2-4	補助対象外となる「特定事業者」に該当するかどうか分からない。どうしたら良いですか。	事業活動を行う際に使用する年間エネルギー使用量が一定（原油換算1,500kL）以上の事業者等が特定事業者に該当します。該当する事業者は以下の京都市のHPに記載されています。 https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000281746.html ご不明な点があれば、京都市地球温暖化対策室（222-4555）へお問い合わせください。
2-5	公共施設（市立小学校、図書館）は対象となりますか。	国又は地方公共団体の事業所等については、対象となりません。
2-6	京都市域外にも事業所を所有しているが対象になりますか。	対象外です。京都市内の事業所のみが対象になります。
2-7	アパートの共用部分の設備を更新したいが、対象になりますか。	対象外です。本補助金は事業所の設備のみが対象であり、マンションやアパートは共有部分を含めて居住空間と見なされますので、対象外となります。ただし、マンション等に併設されるテナント店舗等は対象とです。

2-8	補助対象者「工 中小事業者向けオンライン省エネセミナーへの参加」とありますが、セミナーに参加できない事業者は、申請できないのですか。	「中小事業者向けオンライン省エネセミナーへの参加」は、補助対象者の要件の一つになります。そのため、原則参加していただく必要がありますが、やむを得ない事由がある場合は一度ご相談ください。
2-9	補助対象者「工 中小事業者向けオンライン省エネセミナーへの参加」とありますが、採択されたもののセミナーに参加できなかった事業者は、採択が取り消されるのですか。	「中小事業者向けオンライン省エネセミナーへの参加」は、補助対象者の要件の一つになります。採択後に諸般の事情により、やむを得ず参加できない可能性が生じた場合、 必ず事前に京都市に 相談ください。ご相談なくセミナーに参加されなかった場合、採択取消となる可能性があります。
2-10	セミナーに参加するにあたり、参加者に役職等の制限はあるのでしょうか。	セミナーの参加者について、本来、経営に携わる方の参加が望ましいと考えていますが、法人の場合、従業員であればどなたでも可能です（アルバイト等は除く）。個人の場合は、その方がご参加ください。

3. 補助対象設備

No.	質問	回答
3-1	冷蔵庫、冷凍庫は対象となりますか。	補助対象外です。
3-2	換気扇、局所排気装置は対象となりますか。	補助対象外です。補助要件を満たす全熱交換器のみ対象となります。
3-3	高効率換気設備という全熱交換器とは何ですか。	空気を直接交換する一般的な換気設備・換気扇と異なり、外気と内気の熱交換を行うことで室内の温度変化を抑制しつつ、換気を行うことができる設備です。
3-4	換気機能付きエアコンは対象になりますか。	補助対象設備（高効率空調機器）となります。ただし、30%以上の省CO2効果の補助要件を満たす必要があります。
3-5	給湯設備はエコキュートのみが対象ですか。 ボイラーは対象となりますか。	いずれも「給湯用として使用する場合」は補助対象設備（高効率給湯器）となります。ただし、30%以上の省CO2効果の補助要件を満たす必要があります。産業用のボイラー・給湯器は対象外です。

4. 補助対象となる事業期間

No.	質問	回答
4-1	9月には工事をやりたいが、申請しても良いでしょうか。	事前着手は不可です。審査・採択を経て、交付決定通知以降の事業着手（工事請負契約）が補助対象となります。
4-2	交付決定前に発注してしまったが補助対象になりますか。	交付決定前に既に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は補助対象外となります。
4-3	既にLED化を実施済みだが、申請できますか。	申請できません。交付決定通知以降の事業着手（工事請負契約）が補助対象となります。
4-4	事業完了期限を考慮すると、機器の納期や工期が確保できない。機器の発注だけでも済ませておいても良いでしょうか。	機器の発注は事前着手になるため、不可です。交付決定通知以降の事業着手（工事請負契約）が補助対象となります。

5. 対象設備の補助要件

No.	質問	回答
5-1	省CO2効果はどのように算定すればよいですか。	指定計算シート又は独自計算で算定していただく必要があります。独自計算の場合は、計算過程を第3者が追うことができることが条件となります。CO2削減量の算定方法は、「応募申請の手引き」をご覧ください。
5-2	高効率空調機器で30%以上の省CO2効果が満たせない。他の対象設備の省CO2効果を加味してもよいですか。	空調の省CO2効果に照明の効果を足すなど、他の対象設備の省CO2効果を加味できません。高効率空調機器のみで、30%以上の省CO2効果の要件を満たす必要があります。
5-3	空調の場合、30%以上の省CO2効果とあるが、どれくらいの機種を選定したらよいか。目安はありますか。	省エネ性能の高いトップランナー基準など高効率な機種を選んでいただく必要があります。既設との差が求められますので、古ければ古いほど有利になります。目安として、設置から20年近く経過したものであれば、30%以上の省CO2効果は概ねクリアできるかと思われます。工事事業者やメーカーにご相談ください。
5-4	旧機（現行）の型番や能力が分からない。どうしたらよいですか。	銘板等にて確認いただくこととなりますが、破損等でわからない場合は 販売店・設備会社にご相談ください。なお、専門家に見て頂いても不明な場合は、設置年における一般的な機器と同等としてください。なお、一般的な機器とした根拠資料の提出を求めることがあります。
5-5	照明の場合、手元のスイッチやリモコンで調光できるがこれは対象ですか。	手動で調光するものは対象となりません。スケジュール制御、明るさセンサ、人感センサ等、いずれかによる自動制御ができる機器に限ります。詳細は、募集要領をご覧ください。
5-6	既存施設において、機器設備を追加する場合は、対象になりますか。	既存施設の機器設備の更新のみが対象となります。追加や増設など、既設となる機器設備がない場合は対象外です。
5-7	「CO2削減計算シート等（計算根拠資料）」は、なぜ電子媒体（CD-R等）での提出なのですか。	申請書類の審査において、CO2削減効果の計算過程を検証し、計算結果の妥当性を審査する必要があるため、計算シート（Excelファイル等）及び根拠資料を、電子媒体で提出していただきます。指定計算であっても独自計算であっても、計算過程が検証可能な形の電子媒体の提出が必要です。

6. 申請書類について

No.	質問	回答
6-1	対象設備の法定耐用年数はどのようにして調べたらよいですか。	募集要領10ページに記載のとおりです。複数種の機器における耐用年数の計算の仕方も、同要領の記載に従ってください。
6-2	複数の見積書を取得した結果、工事費用総額はA社が最低価格だが、補助対象経費の総額はB社が最低価格であった。工事費用総額の安価なA社を採用してよいですか。	見積書の合計金額ではなく、補助対象経費を比較し、最低価格のものを採用してください。

6-3	見積書取得の際は、設備区分ごと（空調と照明など）に内訳を分けることとあるが、設備区分ごとに見積そのものを分けて（分離発注）もよいですか。	設備区分ごとに見積書を分けても構いません。（空調はA社、照明はB社などの分離発注も可） この場合も、設備区分ごとに補助対象経費の総額が最低価格となる見積書を採用し、施工予定の工事事業者としてください。
6-4	見積依頼業者から提出された見積書内訳は、「〇〇付属品一式△△円」という記載があるが、問題ないですか。	補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず数量×単価で記載してください。見積依頼業者には、概算であっても一式では計上せずに、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を求めて下さい。

7. 補助対象経費について

No.	質問	回答
7-1	既存設備の撤去・処分に係る工事費は補助対象経費となりますか。	対象外です。なお、補助対象外の撤去・処分に係る経費についても、見積書に補助対象外として、明記していただく必要があります。
7-2	既存設備を残置したいが可能ですか。	既存設備を運用しないことが判然とせず、増設扱いとなるため、残置はできません。 また、撤去・処分に係る費用は補助対象外ですが、見積書に明記していただく必要があります。
7-3	設備設置のために必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となりますか。	対象外です。建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事は、補助対象外となります。
7-4	補助対象設備の設置に伴いクロス等を修復する経費は補助対象となりますか。	対象外です。クロス修復に係る経費は、対象となりません。
7-5	採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。	できません。通知に記載された補助金交付予定額が交付申請額の上限になります。

8. その他

No.	質問	回答
8-1	補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、どのような手続が必要になりますか。	処分の制限期間内においては、財産処分の手続が必要となります。補助金の返還が必要な場合がありますので、事案発生時には当法人まで直ちに相談いただきますようお願いいたします。
8-2	補助対象設備の処分の制限期間はいつまででしょうか。	処分の制限期間は、補助対象設備の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号) に定める年数)の期間です。募集要領10ページに記載のとおりです。